

1. 件名「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物管理施設に係る新規制基準への適合性確認に関する事業者ヒアリング」
2. 日時：令和2年11月27日（金）17時15分～18時05分
3. 場所：
 - (1) 原子力規制庁10階南会議室
 - (2) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構※ 本ヒアリングは、テレビ会議にて実施
4. 出席者：
 - (1) 原子力規制庁原子力規制部
新基準適合性審査チーム
戸ヶ崎安全規制調整官、島村安全審査官
原子力規制企画課 火災対策室
守谷室長
 - (2) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究所環境保全部 部長 他3名
安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 担当者 他2名
5. 議事要旨
 - (1) 原子力規制庁から、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）大洗研究所廃棄物管理施設の変更に係る設計及び工事の計画の認可申請（自動火災報知設備の設置）について、主に以下の内容を伝えた。
 - ・固体集積保管場Ⅰについて、炉規法上感知器を設置する必要が無い施設と整理するためには、コンクリート製ブロック型廃棄物のみを保管し、火災が起きても影響のないことが担保されることが必要である。
 - ・廃棄物管理事業変更許可申請（平成30年8月許可）における火災影響評価によれば、火災が発生しても放射性物質の放出はないと説明を受けているが、この評価結果に変更はないのか。また、コンクリート製ブロックの蓋を開けて廃棄物を取り出すことはないのか。
 - (2) 原子力機構から、資料1に基づき、上記（1）に関して主に以下の内容の説明があった。
 - ・固体集積保管場Ⅰの保管対象は、ブロック型廃棄物パッケージのみであり、これを変更するためには、新たに事業変更許可を取得することが必要と認識している。
 - ・固体集積保管場Ⅰで行うのは事業許可において保管に限定している。また、現在のブロック型廃棄物パッケージは、構造上蓋を開けることはできない。
 - ・なお、可燃物管理に関しては、枕木及びポールは金属製に交換を行うこととし、可能な限り着火源を減らすこととしている。また、保安規定の下部規定において、感知器を設置する西側エリア以外には可燃物を置かないことを規定し、管理を行う。

(3) 原子力規制庁から、上記(2)の説明について主に以下の内容を伝えた。

- ・放射性物質の封じ込めという観点からは、有効な措置であり、炉規法上必要な対応は取れていると考える。一方、一般火災対策としては、可燃物があり火災が発生する可能性のある施設について、感知器を設置しなくてもよいのか検討いただきたい。

(4) 原子力機構から、上記(3)に関して了解した旨の回答があった。

6. 配付資料

資料1 自動火災報知設備の設置に伴う設工認申請に係る追加説明について